

欧州銀行同盟の視角と金融監督体制の革新 —ユーロ危機に対する 1 つの resolution—

金沢大学 佐藤 秀樹

本報告では今次欧州債務危機の顕在化に対する有効な解決策・resolutionとして提案されている「銀行同盟(Banking Union)」を取り上げ、欧州金融監督体制の革新について分析する。報告では第 1 に、欧州通貨統合の構造的問題点を探る。特に仏独関係を軸心に据え、通貨統合の歴史的論点と現状を関わらせることを試みる。第 2 に、欧州委員会から提出された銀行同盟の理念、具体的手法を分析し、構想段階ではあるが実行可能性が相対的に高いことを念頭にその進展を見ていく。第 3 に、欧州金融・財政危機に対する金融監督の視点からの打開策を考察する。

ユーロ圏 17 カ国では ECB の一元的金融政策による非伝統的政策(non-standard measures)の下、sovereign debt crisis により、財政政策が TSCG を基盤に「規律再強化」の方向へ強烈にシフトし、南欧諸国を始めとして緊縮的な予算制定となっている。ここで財政政策の予算制定権が欧州各国で制限されつつあることと並行して、金融規制の統一化(同質化)が図られている。2009 年 2 月に発表された de Larosière 報告を大原則として制定された ESRB 及び ESFS というマクロ・ミクロ両側面のプルーデンス政策を横断的かつ統一的に実施する組織が発足した。これらはさらに変容する可能性をもつ。一方で、ポスト世界金融危機におけるユーロ圏国債の開放度の高さから「市場」と「国家」の緊張関係(market pressure の継続)が存在し、さらに「世論」の理解を得られるか否かが最終的な関係にある事情を受け、国際通貨システムは金融と財政という 2 局面から高い不安定性を帯びている。このような中、欧州の危機的状況に対して 3 点のフィールドがその打開策として挙げられる。第 1 に金融政策、第 2 に金融監督、第 3 に財政・経済政策(構造改革を含む)である。本稿では、特に第 2 の金融監督に関して分析を行う。すなわち欧州債務危機のブレイクスルーとして金融監督の革新的な取り組みが漸進的かつ確実に構想、及び文書化(改訂)が進められた。2012 年 6 月に初めて欧州委員会により提唱された銀行同盟(Banking Union)の視点を中心とし本取り組みを解析していく。

なお、以上の内容の考察の際、2013 年 2 月に実施したフランス中央銀行(Banque de France)のアーカイブズ史料収集及びフランス中央銀行局長級のエキスパートの方々とのディスカッションが非常に有益であった。